

登録検査機関一覧表(国内産農産物)

検査を行う区域: 東京都

関東農政局

登録検査機関等名称	所在地	電話番号	検査を行う農産物の種類							略称 (農産物検査において使用する略称)	
			もみ	玄米	小麦	大麦	はだか麦	大豆	そば		
1(一般財団法人日本穀物検定協会)	東京都中央区日本橋兜町15番6号	03-3668-0911		○	○	○			○	○	穀検
2(昭産商事株式会社)	東京都板橋区板橋1-9-3	03-3579-7272									昭産商事(株)
3(株式会社 コーラ)	東京都小平市小川東町1-29-17	042-341-1511									(株)コーラ
4(株式会社 新庄屋)	東京都新宿区高田馬場3-24-15-101号	03-5989-1642									(株)新庄屋
5(全国農業協同組連合会)	東京都千代田区大手町1丁目3番1号	03-6271-8166									
6(全農物流株式会社)	東京都千代田区神田錦町三丁目13番地7	03-3295-1056									全農物流(株)
7(一般社団法人日本養鶏協会)	東京都中央区新川二丁目6番16号	03-3297-5515									養鶏協会
8(一般社団法人日本養豚協会)	東京都渋谷区代々木二丁目27番15号高栄ビル2階	03-3370-5473									JPPA
9(一般社団法人日本貨物検数協会)	東京都中央区築地一丁目10番3号	03-3543-3218									日検
10(日清丸紅飼料株式会社)	東京都中央区日本橋室町四丁目5番1号	03-5201-3244									日清丸紅飼料(株)

(注)1 本様式は、都道府県ごとに作成する。

2 広域登録検査機関にあつては、名称を()書きで記載し、所在地及び電話番号は従たる事務所のものを記載する。

3 検査を行う農産物の種類欄は、当該都道府県における登録状況を勘案して種類を設定し、当該する種類に「○」を記載する。

4 検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、もみ欄に「○(飼料用もみ)」と記載又は玄米欄に「○(飼料用玄米のみ)」と記載する。

5 略称欄は、登録台帳等に記載された略称を記載する。